学校教育目標

まず健康な市民に

市教育委員会は、四月から「人間尊重を基本とし、すぐれた知性と、たくましい実践力のある市民の育成をめざす」という、新しい市の学校教育目標を定めました。

市の学校 教育目標は 昭和三十九年に 初めて設定されています。しかし、昨年から小学校が、ことしから中学校と、国の指導要領がそれぞれ改正され、四十八年には高等学校の指導要領も改正されます。このため市の学校教育目標も国の新しい指導要領に即応させさらに社会の進展に応える市民像を形成する必要から改定しました。

改正にあたっては、五所川原市校長会（二十五校）の諮問にもとずき、十数回の審議を経て委員会に答申され決定しました。

新しい市の教育目標には現代における人類共通の理念である〃人間尊重〃を基盤に①人間としての基本的条件である「健康」と②近代社会において欠くことのできない国家社会の形成者としての「社会性」。

また③人類発展の原動力となるべき「創造性」と④人間調和のため個々の人間に内在する「情操」の向上を目標の柱にしております。新しい教育目標の設定にあたって小山市教育長は「知性を高め、態度と実践をもってよりよい市民として育つために、父兄の皆さんにもご理解と協力をお願いします」と語っています。新しい学校教育目標は次のとおりです。

健康
心身ともに健康で
積極的にからだを鍛える

社会性
隣人を愛し
個人の責任を自覚する

創造性
思考力をたかめ
科学的態度を伸ばす

情操
美しいものを求め
心情を豊かにする

特別納期は 六月三十日まで

国民年金

国民年金の「保険料」を滞納し時効となった保険料も納められることになり、市の健康年金課では、該当者に納付期限である六月三十日までぜひ納めるよう呼びかけています。

国民年金の「保険料」は二年以上前の分は時効になり、納められないことになっています。

しかし、納め忘れている人たちのなかには、このままにしておきますと、年金を受ける資格がなくなってしまう人もいます。

そこで、特別に時効になった保険料も納められることになりました。納付できる期限は、ことし六月三十日までです。

未納になっている期間のある人は、早急に納めてください。とくに、昭和五年四月以前に生まれた人は、未納期間が四年以上ありますと年金が受けられないことにもなります。

ぜひこの機会に納めて、年金を受ける権利を確保してください。納めるときは同課に備え付けの納付書で銀行か郵便局に払い込んでください。

あなたの資料を「市立郷土館へ」

〃私たちの郷土五所川原の歩みをもう一度みんなで見なおそう〃六月一日に開館を予定していた「市立郷土館」は、さらに収集資料の充実をはかるため七月一日開館に延期しました。〃失われゆく郷土の資料を市民の協力で市立郷土館へ〃より充実した資料を収集するため資料提出にみなさんのご協力をお願いします。

「市立郷土館」とは

五所川原周辺の自然や歴史、産業、文化の移り変りを示す資料を保存し展示するのが目的です。私たちの祖先の姿をふりかえり未来を考え市民ひとりひとりの財産として永久に残されてゆくみなさんの広場です。

七月一日、市民文化会館第三集会室に開館しますが将来は独立館を建設する予定です。

郷土館では次の仕事を行ないます。

資料の収集
失われつつある郷土の資料を、皆さんの協力で集めます。

展示
集めた資料をいろいろ分類して、郷土の姿を展示し市民に見てもらう仕事です。

保存
集めた資料を整理して永久的に、かつ大切に保存します。

調査研究
集めた資料を専門的立場から調査、研究し、それを皆さんに公開し利用してもらいます。

資料の収集にご協力を
いまはそんなに珍しくないものでも、今後二十年三十年後には非常に貴重なものになります。最近の新築ブームで古いものがほとんどすてられています。ちょっとしたものでも案外役立つものです。皆さんの物置、またはマギをもう一度見直してください。寄贈していただいた資料は、台張にお名前を記録し、展示品にも寄贈者名をのせます。

連絡先
市立郷土館（市民文化会館内）電話⑤三一九一番、または各支所へご連絡願います。連絡がありしだい係員が収集にまいります。

おはようサイクル 次回は6月18日

市のおはようサイクリングは、太陽と子供の日の毎月第一日曜日に行ないますが、二回目の六月四日は六月十八日に延期となりました。当日は、午前五時五十分まで市民文化会館に集合したあと、松島地区を経由し飯詰にある勤労青少年体育センターまでの往復二十キロを走破します。おいでのさいは一年間の傷害保険料として百円をご持参願います。

雨天の日は次の日曜日に行ないます。

農業者年金で豊かな老後を

農業者の皆さん、「農業者年金」に加入されましたか。

この農業者年金は、全国の農業者の皆さんの永年の熱望によってできた制度で厚生年金なみの年金という願望が実ったものです。農業者の方々の老後の福祉の向上と農業の近代化、明るい農村をめざして昭和四十六年一月一日から発足した〃農業者のための年金〃です。

▽どんな人が加入できるか

「当然加入」

経営面積（農地）が五〇アール以上の農家の経営主で、国民年金に加入している人です。

「任意加入」

経営面積が五〇アール以上の農家の後継者、などの条件が必要です。

なお両制度とも、昭和四十六年一月一日現在で五十五歳をこえない人が加入できます。

▽いつから年金がもらえるか

「経営移譲年金」

六十歳から六十四歳までの間に経営を移譲した時点から給付されます。

「農業者老令年金」

経営の移譲の有無にかかわらず六十五歳になったら給付されます。

「脱退、死亡一時金」

三年以上保険料を納めた人が途中で脱退したり死亡した場合は、納めた保険料以上の一時金がもらいます。

▽発足時の特例とは

この年金は、二十年が最底資格期間となっていますが昭和四十六年一月一日現在三十六歳から五十五歳末満の人は、五年から十九年をもって最底資格期間とする有利な取扱いです。

▽保険料はいくらか

月額七百五十円で毎年一月、四月、七月、十月の四回に区分し協同組合に納めることになっています。

▽離農給付金とは

五十五歳以上の経営主で一定の要件で離農した場合に交付されます。

以上、農業者年金の概要について紹介しましたが、詳しいことは市農業委員会にお問い合せください。

保険証の交付は

—窓口サービス課で—

市ではこれまで二課四係にまたがり扱っていた住民異動届などの手続を、五月一日から統合し、窓口サービス課受付係、各支所で一括して扱います。

これは住民異動届のほか国民健康保険証の新規交付訂正削除および助産葬祭費の支給、国民年金の資格取得と資格の喪失、乳児および妊産婦へのサラシ、ミルクの支給などです。

この窓口の統合により、今後は各支所窓口、および旧市内、松島、栄地区の人は本庁窓口サービ課受付係で済ませることができます。窓口事務をスムーズに行なうため世帯内に異動があった場合は国保保険証、印鑑など必要なものは届け出のさいご持参願います。

野草の花だより

津軽フラワーセンター

5月下旬～六月上旬

▽**センボンヤリ**（キク科）。日当りのよい山地に生える多年草です。葉は根生しロゼット状で下面には白い綿毛を密生します。花の茎が長く伸びるさまを〃千本槍〃にたとえての和名の由来です。

▽**グンバイナズナ**（アブラナ科）。畑や路傍に生える二年草です。これと同じ仲間のナズナやマメグンバイナズナは、県内に普通に見られますがこの種は五所川原での報告を聞いておりません。

▽**ウワミズザクラ**（バラ科）。山地に生える落葉高木です。和名は〃上構桜〃から転化したものです。むかし亀甲で占いを行うとき、この材の上面に溝を彫って使ったので〃上溝〃となったといわれています。

したがって、フラワーセンターの今回の記録がはじめてのようです。和名の由来は果実の形が〃軍配〃に以ているナズナということです。

この仲間にエゾノウワミズザクラもありますが、葉にある密腺の位置と花びらと、おしべの関係で見分けがつきます。

作文募集

—郵便局—

郵政省では文部省、都道府県教育委員会、NHKなどの後援を得て第十一回簡易保険児童生徒作文コンクールを次の要項で募集しています。

△応募資格、小学生5～6年、中学生1～3年、

▽文題、次のいずれかを選んで下さい。㋑「簡易保険」またはこれに関連のあるもの。㋺自由題、

▽長さ等、4百字づめ原稿用紙5枚以内とし作品は一点ごとに応募票（郵便局から別途交付）を作文の上につけること△あて先、最寄りの郵便局

△〆切り、昭47年6月30日

△その他、作品は未発表のもとする。入選作品は郵政省簡易保険局に帰属するもので返却しない。

△賞、㋑地方コンクール郵政局賞、知事賞、市長賞㋺中央コンクール、郵政大臣賞、文部大臣賞、△入選発表は、地方コンクール、昭四七年八月、中央コンクール、昭四七年十月。

災害遺児に三万円贈る

JKC（日本畜犬クラブ）県津軽支部は、このほど市内の交通事故などで片親を失なった災害遺児にあげてくださいと現金三万円を市福祉事務所に贈りました。

これは同支部がこのほど岩木川原の市営ブランドで開いた「全犬種チャンピオン展覧会」を開いた益金の中から災害遺児に役立ててくださいと大会委員長の山上藤之助さんが届けたものです。市内には現在災害遺児が二十九世帯に四十八人おり、市福祉事務所は近々災害遺児家庭に配分することにしています。

明るく住みよいまち

環境の総合点検

みなさんの協力を

また泥炭地層の軟弱な地盤のため舗道や側溝の痛みが激しく、改良や補修に追われてきました。このため市では、環境整備をスピード化し市民の苦情や要望を直接取り上げ実施するため「生活環境パトロール本部」を設け、直通電話（⑤一四一四）からの通報で巡回中の生活環境パトロール車に連絡、処理にあたる臨機応変の体制で環境の整備をしてきました。

四月からは、さらに機構を改革して内容の充実をはかり「生活環境課」をスタートさせ名実ともに明るい住よいまちづくりに奔走しています。

しかし道路に穴ができて危険だ、ゴミを出しておいたがいっこうに運んでくれない―という苦情の要望が相変らず多くそのつど解決にあたっていますが、処理に追われている現状を反省し、抜本的な対策をたてるため今回の総合点検を行ないました。

41カ所を指摘

総合点検には生活環境課を中心に都市計画課、建設課、下水道課の関係各課も参加し、旧市内の柳町から松島団地まで十六町内にわたって行なわれました。

その結果側溝が破損し排水を防げている（さつき町）など側構の破損や排水が不良で改良を要する個所が十三ヶ所。また、道路に穴があるので危険（大町旭町）など道路の破損などで改良が必要な個所が八ヵ所。側溝の泥をあげたまま処理されない（平和町）推肥を道路に放り出している（元町）と清掃の状態や処理がされていないのが二十ヵ所とあわせて四十一ヵ所指摘されました。

生活環境課では、今回のデーターをもとに担当課と連絡し早急に対策をたて処理することにしました。しかし、指摘されたなかには道路を材木置場としたり、推肥を放り、側溝を商店の廃品置場に使用し、さらには空地や鉄道の沿線にゴミを捨てるなど、皆さんの協力がないとせっかく処理しても再び汚れる例が少なくありません。このため、とくに次の五点について市民のご協力をお願いします。

みなさんのご協力を

▽側溝の掃除などは会社事業所でもぜひ町内会と歩調をあわせてください。

▽車庫前の側溝は、ほとんど損傷しているので、車の出し入れにはもっと注意してください。

▽道路を不当に占用している商店が見られるので、自主的に徹去してください。

▽ごみの定時収集については、燃えるものと燃えないものをかならず分けてください。また定められた日程を守るようとくにお願いします。

▽ごみの収集場所はかならず指定場所におくようにしてください。

明るく、住みよいまちの環境づくりに奔走している市生活環境課は、生活環境の実態を把握し、根本的な対策をたてるためこのほど関係各課と合同で旧市内の「環境の総合点検」を実施しました。その結果、側溝がつぶれて排水されない、など生活をおびやかす身近な問題点が多く指摘されましたが、市民の協力がなくしては解決できない問題も多く、理解ある皆さんの協力をお願いします。

周囲が田圃に囲まれた当市は、街のなかを用排水堰がアミの目のように走っており、春秋の泥上げどきは悪臭とホコリがたちこめています。

消費生活苦情相談員などきまる

県ではこのほど、昭和四十七年度の「消費生活苦情相談員」と「児童健全育成推進員」を市内からそれぞれ次のとおり委嘱しました

▽消費生活苦情相談員、新山さな（川端町）小関てるよ（大町）▽児童健全育成推進員小山内有義（布屋町）渋谷慎一郎（吹畑）

農事情報

県はこのほど四十七年度の病虫害（りんご）の発生予報、第二号を発表し、りんごの大敵「モニリア病」防除などについて徹底するよう農家の皆さんに呼びかけています。

▽モニリア病、葉グサレが少しでも見られたら、できるだけ摘みとって処分してください。

▽ウドンコ病、発生量は多い見込みです。

▽りんごハダニ、発生量はやや多い見込みです。

▽クワコナカイガラムシ越冬卵からのふ化始めは例年よりやや早く、ふ化幼虫の移動開始および移動の最盛期もやや早い見込みです。落花十日後、二十日後二回、コナカイガラ防除剤（スミチオン、ダイアジノン、エルサンまたはサリチオン）を加用散布します。散布は枝、葉に行なうほか幹や主枝、空洞などの部分にもじゅうぶん散布してください。

間違いやすい「印紙税」

不動産の売買契約書や借用証書、領収書などの文書を作ったときは、印紙税がかかり、文書を作った人が決められた額の収入印紙をはり消印して納めます。

印紙税のかかる文書かどうかは、文書の標題や名称ではなく、その内容や形式作成目的などで判断することになります。

印紙税のかかる文書はたくさんの種類があり、印紙税額の一覧表に定められています。

収入印紙が必要かどうかまたいくらの印紙をはったらよいかなどわからないときは遠慮なく税務署におたずねください。

（五所川原税務署）

市政ダイヤル

その日の行事予定は

でんわ⑤ー4321